

## 契約保証金の免除措置について【特例】

### 1 契約保証金納付を免除する理由

災害復旧工事の着実な執行を図るため、契約保証金の免除措置を講ずることとします。

### 2 契約保証金免除を認める契約

本市が発注する公共施設（林道を含む）、農地及び農業用施設等の災害復旧工事にかかる契約（随意契約を含む）を締結する場合に限る。

### 3 契約保証金免除の取り扱いについて

#### （1） 契約保証金を免除するもの

対象工事の予定価格が500万円未満で契約規則第6条第3項第3号に規定する下記の要件に該当する場合は、契約保証金の全額を免除する。

契約保証金の免除された契約で、増額変更による変更後の契約金総額が500万円以上の場合についても免除する。

#### （2） 契約保証金免除の要件

受注者が<sup>①</sup>過去2年間に国又は地方公共団体と<sup>②</sup>種類及び規模をほぼ同じくする契約を<sup>③</sup>数回以上にわたって締結するとともに、これらを<sup>④</sup>すべて誠実に履行し、かつ将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（豊後大野市契約規則第6条第3項第3号）

① 「過去2年間」とは、契約締結日を起点として過去2年間、終点は竣工年月日とする

② 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、工事の種類、契約金額が同等と認められる契約

③ 「数回以上」とは、2契約以上

④ 「すべて誠実に履行」の証明として、①、②の条件を満たす目的物引渡書の写し又は検査結果通知書の写し等を契約保証金免除申請書に添付

この取扱は、令和6年12月25日以降に指名通知を行う工事から適用する。